

令和元年6月17日

公益社団法人 日本精神科病院協会 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

「プレミアム付商品券事業」の周知・広報に関する御協力をお願い

内閣府所管の行政事務につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。

当該事業に係る国の事務は内閣府が担当し、商品券の発行・販売事務は市区町村が担当することになりますが、今後各市区町村において商品券の発行・販売事務が進められていくことに並行して、内閣府においても、商品券の購入対象となる方々を中心に、制度の周知及び理解を図るとともに、商品券購入対象となる方々に対し、申請等の適切な手続きを促すことを目的として、広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、別添のポスター・リーフレットについて、多くの方々の目に触れるよう、病院に掲示（設置）していただきたいと存じますので、貴会の御協力を是非お願い申し上げます。

内閣府が広報業務を委託している業者より、別添1の案内文とともに、別添2のポスター・リーフレットを、本年7月上旬頃に、直接病院へ配送させていただきます。

別添のポスター・リーフレットの掲示（設置）期間は、市区町村における申請期間、商品券使用可能期間との関係から、本年7月頃から令和2年3月頃まで御対応いただけますと幸いです。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、こうした趣旨に御高配をいただき、貴会会員の皆様に対して周知いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

※ 内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ (<https://www.02premium.go.jp>)

(担当者連絡先)

内閣府プレミアム付商品券事業担当室 大和田
TEL : 03-5253-2111 内線 30986

令和元年 7 月 吉日

関係各位

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

プレミアム付商品券事業に係るポスター・リーフレットの掲示（設置）への協力依頼について

内閣府所管の行政事務につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の 10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施することとなりました。

当該事業に係る国の事務は内閣府が担当し、商品券の発行・販売事務は市区町村が担当することになりますが、今後各市区町村において商品券の発行・販売事務が進められていくことに並行して、内閣府においても、商品券の購入対象となる方々を中心に、制度の周知及び理解を図るとともに、商品券の購入対象となる方々に対し、申請等の適切な手続きを促すことを目的として、広報を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、こうした趣旨に御高配をいただき、多くの方々の目に触れる場所へのポスター・リーフレットの掲示（設置）について、御協力を賜れば幸いです。

なお、当該事業に係るポスター・リーフレットの掲示（設置）期間については、おおむね令和 2 年 3 月頃までの御対応をお願いしたいと存じます。

御多忙の折、大変お手数ではございますが、何卒よろしく御礼申し上げます。

※ 内閣府プレミアム付商品券特設ホームページ (<https://www.02premium.go.jp>)

※ 今回のゆうメールは、各地方厚生局のホームページに掲載されている医療機関一覧表の情報をもとに、送付させていただきました。

■プレミアム付商品券事業に係る資材に関する問合せ先
プレミアム付商品券事業 ポスター・チラシ配送事務局
TEL : 0120-356-553
(土日・祝日を除く平日 : 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分)

■プレミアム付商品券事業に係る制度に関する問合せ先
内閣府プレミアム付商品券事業担当室 大和田
TEL : 03-5253-2111 内線 30986

確にん? プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん!

あなたは対象者?確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)
2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方

(申請は不要)
2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

※住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)、生活保護を受給されている方は除きます。
※おひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

※住民票のある市区町村から世帯主の方宛てに購入引換券が届きます。
※お子さまおひとりにつき、最大2.5万円分の商品券を2万円で購入できます。

○住民税非課税の方、小さな乳幼児のいる子育て世帯の両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。
○商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
○商品券は、2019年10月1日から2020年3月31日までの間で発行元の市区町村が定める期間、原則、その市区町村内の使用可能な店舗で使用できます。

カクニャン

お問合せ先

専用ダイヤル: レッツ プレミアム
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)
■IP電話からおかけの場合:050-3538-4557
■FAXでお問い合わせの場合:03-5690-5131

02premium.go.jp

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
市区町村や内閣府などモカだった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(9110))にご連絡ください。



内閣府

プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※入手方法は「よくあるご質問」をご確認ください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)
- ※子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。
(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃
(市区町村の定める期間)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：2019年10月1日から
2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。
- ※商品券の販売や譲渡は行わないでください。
- ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。

お問合せ先

専用ダイヤル：**レッツ プレミアム**
0570-02-2036

9時から18時(平日のみ)

- IP電話からおかけの場合：050-3538-4557
- FAXでお問い合わせの場合：03-5690-5131



❗ 「プレミアム付商品券」
を装う

“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

確にん? プレミアム付商品券

消費税率の上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



02premium.go.jp

プレミアム付商品券



プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

② 子育て世帯分

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまが
いる世帯の世帯主

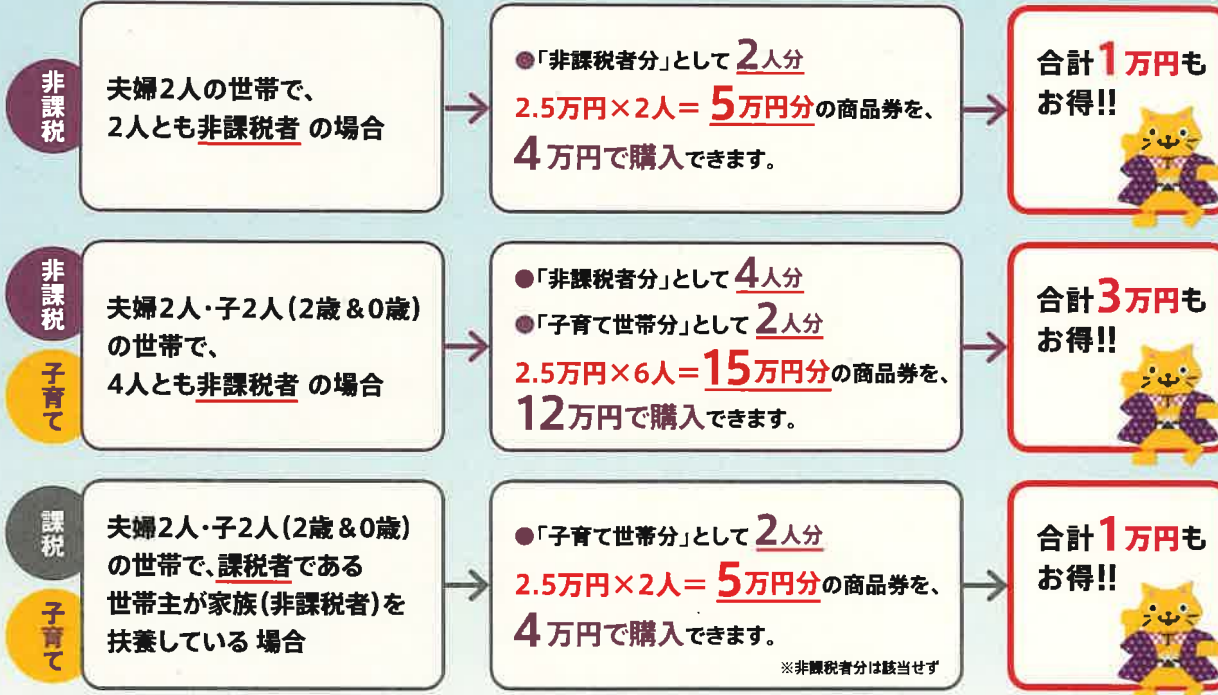


お子さまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。



例えば・・・



よくあるご質問

○対象について

Q. 自分が住民税が課税されているかどうか、どうすればわかりますか？

A. 住民税は、給与等からの引き落とし又は市区町村から送付される納付書で納付します。したがって、給与等の明細書や、市区町村から送付される納税通知書や非課税のお知らせの有無などで確認することができます。
なお、原則として2019年度分の住民税の給与からの引き落としは6月分の給与から、納税通知書の送付は6月初め頃までに行われます。

○申請について

Q. 申請書はどこで手に入るのでしょうか？

A. 申請書は、多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送していますが、申請受付が始まっても申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
なお、子育て世帯分の商品券については申請は不要です。

